

■ 4条1項11号

不服 2020-4886

<本願商標>

「麦から生まれた麦魔神」(標準文字)

第33類「泡盛, 合成清酒, 焼酎, 白酒, 清酒, 直し, みりん」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は, 登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：**麦魔神**

第33類「麦焼酎」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

1 本願商標

本願商標は, 「麦から生まれた麦魔神」の文字を標準文字で表してなり, 第33類「泡盛, 合成清酒, 焼酎, 白酒, 清酒, 直し, みりん」を指定商品として, 平成30年9月6日に登録出願されたものである。

2 引用商標

原査定において, 本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして, 本願の拒絶の理由に引用した登録第5358224号商標(以下「引用商標」という。)は, 「麦魔神」の文字を書してなり, 平成22年3月11日に登録出願, 第33類「麦焼酎」を指定商品として, 同年10月1日に設定登録され, 現に有効に存続しているものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は, 本願商標の構成中「麦魔神」の文字部分を分離, 抽出し, これと引用商標とが類似する商標であるから, 本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとしたものである。

4 本願商標と引用商標の類否について

(1) 本願商標について

本願商標は、「麦から生まれた麦魔神」の文字を標準文字で表してなるところ、同書、同大、等間隔で、外観上、全体がまとまりよく一体的に表されており、その構成中の「魔神」の文字が、「災いを起こす神。」の意味を有する既成語（株式会社小学館 大辞林第三版）であるから、本願商標は、全体として「麦から生まれた麦の魔神」ほどの観念を生ずるものである。また、構成文字全体から生じる「ムギカラウマレタムギマジン」の称呼は、やや冗長ではあるものの、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標は、かかる外観、称呼及び観念から、その構成全体をもって、取引者、需要者に認識されるとみるのが自然であり、加えて、その構成中、「麦魔神」の文字部分のみが取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として、強く支配的な印象を与えるものと認めるに足る事情は見いだせない。

してみれば、本願商標は、その構成文字全体をもって一体不可分の商標として認識、把握されるものと判断するのが相当であるから、「ムギカラウマレタムギマジン」の一連の称呼のみを生じ、「麦から生まれた麦の魔神」ほどの観念を生ずるものとして認識されるというべきである。

したがって、本願商標から「麦魔神」の文字部分を分離、抽出し、これを前提に本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標を商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「麦から生まれた麦魔神」は、その構成文字全体をもって一体不可分の商標として認識、把握されるものと判断するのが相当であるから、「ムギカラウマレタムギマジン」の一連の称呼のみを生じ、「麦から生まれた麦の魔神」ほどの観念を生ずるものとして認識されるというべきである。よって、本願商標から「麦魔神」の文字部分を分離、抽出し、これを前提に引用商標「麦魔神」と類似するものとした原査定は取消を免れない、と判断されました。

まず気になったのが、「麦魔神」の造語性です。非常に造語性が高いように思います。

一方、「麦魔神」と比較して、「麦から生まれた」という語は、指定商品の分野から見て、宣伝広告的な表現と理解することも不自然ではなく、識別力がさほど高くはないと考えることもできると思います。

このように、造語性がきわめて高い語を含む構成であっても、本願商標が、本当に一体不可分の商標として認識、把握されるものかは疑問と言わざるを得ません。

本事件では、造語性がきわめて高い「麦魔神」の部分が要部になり得るという考え方も、十分に可能ではないかと思いますが、皆様のお考えはいかがでしょうか。

ただ、近年の拒絶査定不服審判等における定型的な類否判断の手法では、商標を構成する語の一部に周知著名性が認められない限り、一体不可分の商標とされるのがほとんどですから、両商標が非類似とされた結論自体は、やむを得ないのかなとも思います。

もし、「桃から生まれた桃太郎」という桃があつて、「桃太郎」という桃もあつた場合、商品の需要者は、はたしてこれらの商標を見て誤認混同しないものでしょうか。私であれば、同じ「桃太郎」ブランドのシリーズ商品であると勘違いするかもしれません。

ちなみに、本願商標から『全体として「麦から生まれた麦の魔神」ほどの観念を生ずる』というのは、さすがに無理があるように思います。「麦から生まれた麦の魔神」というものを、具体的にイメージすることはできないからです。

ところで、請求人は、引用商標とは抵触しない商品分野において、「麦魔神」の登録商標をいくつか保有しているようです。この状況を考えると、引用商標と同じ商品分野において、なんとかして「麦魔神」を使いたかったのであろうという事情が窺えます。

(弁理士 永露 祥生)

< 2020年11月9日 >